

山梨県愛育連合会創立50周年記念事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、山梨県愛育連合会の行う創立50周年記念事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 補助金の交付対象及び補助額

この補助金の交付対象及び補助額は、別表に定める山梨県愛育連合会が行う創立50周年記念事業にかかる経費とし、限度額を500,000円とする。

第3 補助金の交付申請

規則第4条の規定により知事に提出しなければならない書類は次のとおりとし、知事が定める期日までに提出するものとする。

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 事業計画書（第2号様式）
- 3 収支予算書（第3号様式）

第4 補助金交付の条件

規則第6条の規定による補助金の交付条件は次のとおりとする。

- 1 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（事業の内容を著しく変更しない程度の軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものを除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- 3 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

第5 補助金の交付

この補助金は、事業の完了後に交付する。

ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

概算払いを受けようとする時は、概算払請求書（第5様式）を知事に提出するものとする。

第6 実績報告書

規則第12条第1項の規定により知事に提出しなければならない書類は次のとおりとし、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

- 1 実績報告書（第6号様式）
- 2 事業実績書（第2号様式）
- 3 収支決算書（第3号様式）
- 4 その他参考資料（山梨県愛育連合会創立50周年記念事業に関する資料）

第7 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、事業により取得した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

第8 書類の保管

補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

別表

限度額	事業内容	対象経費
500,000円	<p>50周年記念事業の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 準備委員会 2 記念式典 3 記念誌発刊 	<p>50周年記念事業に必要な報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料、賃借料及び備品購入費 その他知事が特に必要と認める経費</p>